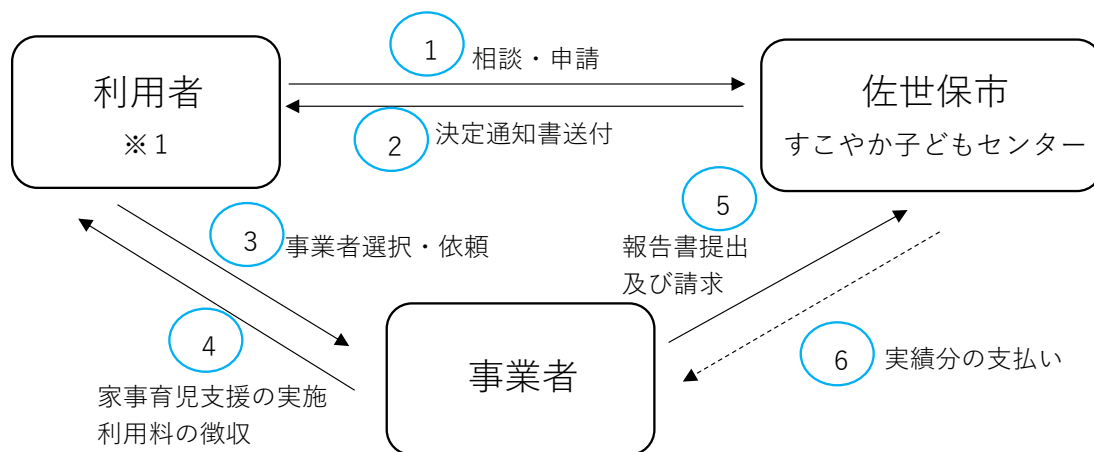


産前産後家事・育児支援事業 利用に関するフロー



※ 1 利用者とは申請条件に該当する妊産婦をいう

- ① 利用者は、佐世保市に相談後、申請を行う
- ② 佐世保市は、①の申請について協議・審査した後、利用者に決定通知書を送付する
- ③ 利用者は、希望する事業者を選択し、電話にて事業者に支援の依頼を行う
詳細な日時は利用者と事業者で調整する
- ④ 事業者は、家事育児支援を実施する。
また、事業者は利用者から利用料（1回あたり1,000円）を徴収する
- ⑤ 事業者は、当月分の報告書を翌月10日までに佐世保市に提出する
実績分の支払いを佐世保市に請求する
- ⑥ 佐世保市は、事業者からの請求を受け、30日以内に支払いを行う

